

総務委員会資料

平成25年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第62号

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市住民投票条例の一部を改正する条例 新旧対照表

平成25年5月29日

総務局

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号</p> <p>(署名等の収集)</p> <p>第7条 1～2略</p> <p>3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。</p>	<p>○川崎市住民投票条例 平成20年6月24日条例第26号</p> <p>(署名等の収集)</p> <p>第7条 1～2略</p> <p>3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。</p>